本号で公布された法令のあらまし

◇ユネスコ活動に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第一七二号）（文部科学省）

1　日本ユネスコ国内委員会の委員の選考基準

㈠　教育活動、科学活動及び文化活動の領域を代表する委員の選考は、各領域から偏りなく代表されるように配慮して行わなければならないこととした。（第五条第一項関係）

㈡　教育、科学及び文化の普及に関する諸領域を代表する委員の選考は、教育、科学及び文化の普及に関する領域のうちユネスコ活動の振興上重要と認められるものが幅広く代表されるように配慮して行わなければならないこととした。（第五条第二項関係）

㈢　地域的なユネスコ活動の領域を代表する委員の選考は、全国各地域におけるユネスコ活動が幅広く代表されるように配慮して行わなければならないこととした。（第五条第三項関係）

2　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇薬事法施行令の一部を改正する政令（政令第一七三号）（厚生労働省）

1　医薬関係者以外の一般人を対象とする広告を制限する必要がある医薬品として、テムシロリムス及びその製剤を指定することとした。（別表第二関係）

2　この政令は、公布の日から施行することとした。

政　令

ユネスコ活動に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十二年七月二十三日

内閣総理大臣　菅　**直人**

政令第百七十二号

ユネスコ活動に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、ユネスコ活動に関する法律（昭和二十七年法律第二百七号）第九条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

ユネスコ活動に関する法律施行令（昭和二十七年政令第二百十二号）の一部を次のように改正する。

第五条を次のように改める。

第五条　法第九条第一項第一号に掲げる者である委員の選考は、教育活動、科学活動及び文化活動の各領域が偏りなく代表されるように配慮して行わなければならない。

2　法第九条第一項第二号に掲げる者である委員の選考は、教育、科学及び文化の普及に関する領域でユネスコ活動の振興上重要と認められるものが幅広く代表されるように配慮して行わなければならない。

3　法第九条第一項第三号に掲げる者である委員の選考は、全国各地域におけるユネスコ活動が幅広く代表されるように配慮して行わなければならない。

別表を削る。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

文部科学大臣　川端　達夫

内閣総理大臣　菅　**直人**

薬事法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十二年七月二十三日

内閣総理大臣　菅　**直人**

政令第百七十三号

薬事法施行令の一部を改正する政令

内閣は、薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）第六十七条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

薬事法施行令（昭和三十六年政令第十一号）の一部を次のように改正する。

別表第二中第百九号を第百十号とし、第八十三号から第百八号までを一号ずつ繰り下げ、第八十二号の次に次の一号を加える。

八十三　三―ヒドロキシ―二―（ヒドロキシメチル）―二―メチルプロピオン酸（一R・二R・四S）―四―〔(二R)―二―〔(三S・六R・七E・九R・一〇R・一二R・一四S・一五E・一七E・一九E・二一S・二三S・二六R・二七R・三四aS）―九・二七―ジヒドロキシ―一〇・二一―ジメトキシ―六・八・一二・一四・二〇・二六―ヘキサメチル―一・五・一一・二八・二九―ペンタオキソ―一・四・五・六・九・一〇・一一・一二・一三・一四・二一・二二・二三・二四・二五・二六・二七・二八・二九・三一・三二・三三・三四・三四a―テトラコサヒドロ―三H―二三・二七―エポキシピリド〔二・一―c〕〔一・四〕オキサザシクロヘントリアコンチン―三―イル〕プロピル〕―二―メトキシシクロヘキシルエステル（別名テムシロリムス）及びその製剤

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

厚生労働大臣　長妻　昭

内閣総理大臣　菅　**直人**

省　令

○厚生労働省令第九十一号

薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）第四十四条第一項及び第二項の規定に基づき、薬事法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十二年七月二十三日

厚生労働大臣　長妻　昭

薬事法施行規則の一部を改正する省令

薬事法施行規則（昭和三十六年厚生省令第一号）の一部を次のように改正する。

別表第三毒薬の部有機薬品及びその製剤の項第一号の五ただし書中「六・九三㎎」を「一三・八七㎎」に改め、同表劇薬の部有機薬品及びその製剤の項中第五号の四十四を第五号の四十五とし、第五号の十二から第五号の四十三までを一号ずつ繰り下げ、同項第五号の十一中「六・九三㎎」を「一三・八七㎎」に改め、同号を同項第五号の十二とし、同項第五号の五から同項第五号の十までを一号ずつ繰り下げ、同項第五号の四の次に次の一号を加える。

五の五　アバタセプト及びその製剤

別表第三劇薬の部有機薬品及びその製剤の項中第七十八号の二十を第七十八号の二十一とし、第七十八号の十六から第七十八号の十九までを一号ずつ繰り下げ、第七十八号の十五の次に次の一号を加える。

七十八の十六　三―ヒドロキシ―二―（ヒドロキシメチル）―二―メチルプロピオン酸（一R・二R・四S）―四―〔(二R)―二―〔(三S・六R・七E・九R・一〇R・一二R・一四S・一五E・一七E・一九E・二一S・二三S・二六R・二七R・三四aS）―九・二七―ジヒドロキシ―一〇・二一―ジメトキシ―六・八・一二・一四・二〇・二六―ヘキサメチル―一・五・一一・二八・二九・三一・三二・三三・三四・三四a―テトラコサヒドロ―三H―二三・二七―エポキシピリド〔二・一―c〕〔一・四〕オキサザシクロヘントリアコンチン―三―イル〕プロピル〕―二―メトキシシクロヘキシルエステル（別名テムシロリムス）及びその製剤

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○厚生労働省令第九十二号

薬事法の一部を改正する法律（平成十八年法律第六十九号）附則第五条の規定によりなおその効力を有するものとされる旧薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）第二十九条の規定に基づき、旧薬事法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十二年七月二十三日

厚生労働大臣　長妻　昭